

## 一般事業主行動計画の公表について

㈱東日本建設コンサルタントは、次世代育成支援対策推進法に基づき、「一般事業主行動計画」を公表いたします。

### 次世代育成支援対策推進法とは

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業国民が担う責務を明らかにし、2005年（平成17年）4月1日から施行されています。

### 一般事業主行動計画とは

企業が、次世代法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るために策定する計画のことです。

企業は、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、行動計画に①計画期間、②目標、③目標を達成するための対策の内容と実施時期を定めます。

### ㈱東日本建設コンサルタント 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和元年 8月 1日から令和4年 7月31日までの3年間

2 内 容

#### 目 標 1 男性の育児休業取得を促進するため、制度の周知や情報提供を行う

<対策>・令和元年 8月～ 法に基づく諸制度の調査  
・令和 2年 4月～ 制度に関するパンフレットの作成、社内メールなどによる従業員への周知

#### 目 標 2 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う

<対策>・令和元年 8月～ 法に基づく諸制度の調査  
・令和 2年 4月～ 制度に関するパンフレットの作成、社内メールなどによる従業員への周知